公示送達

宇都宮都市計画事業宇都宮大学東南部第１土地区画整理事業において、下記の者に対する仮換地指定取消通知は、送付したが受領を拒まれたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

平成29年５月９日

宇都宮市旭１丁目１番５号
宇都宮都市計画事業
宇都宮大学東南部第１土地区画整理事業
施行者　宇都宮市
代表者　宇都宮市長　佐藤　栄一

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　栃木県宇都宮市平松本町1222番地15
氏名　小野澤久子

２　仮換地指定取消通知の内容
平成28年10月28日付け宮東区事第497号でした仮換地指定は、換地設計の変更により、取消します。なお、この取消しの効力発生日は、平成29年５月29日とします。

（教示）

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に栃木県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条に規定されています。）。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に宇都宮市を被告として（訴訟において宇都宮市を代表する者は宇都宮市長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に宇都宮市を被告として（訴訟において宇都宮市を代表する者は宇都宮市長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、当該通知は栃木県宇都宮市旭１丁目１番５号の市役所前掲示場及び栃木県宇都宮市平松本町762番地10において掲示しています。

公　示　送　達

宇都宮都市計画事業宇都宮大学東南部第１土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知は、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

平成29年５月９日

宇都宮市旭１丁目１番５号
宇都宮都市計画事業
宇都宮大学東南部第１土地区画整理事業
施行者　宇都宮市
代表者　宇都宮市長　佐藤　栄一

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　栃木県宇都宮市平松本町1222番地15
氏名　小野澤久子

２　仮換地指定通知の内容

宇都宮都市計画事業宇都宮大学東南部第１土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、下表のとおり仮換地を指定しますので、同条第５項及び第99条第２項の規定により通知します。

従前の宅地						仮換地					摘要
町名	字	地番	地目	登記地積㎡	基準地積㎡	街区番号	画地番号	符号	位置	地積㎡	
平松本町	下並塚	822―13	畑	74.	74.88	83	7		添付図面のとおり	5.59	
平松本町	下並塚	822―64	畑	150.	150.82	83	8			108.09	
平松本町	下並塚	822―86	宅地	554.96	554.96	83	6			397.72	
仮換地の指定の効力発生の日						平成29年５月29日					
仮換地について使用又は収益を開始することができる日						別に定めて通知する					

（注意）

・　この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。

・　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは仮換地を使用し、又は収益することができません。

（教示）

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に栃木県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条に規定されています。）。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に宇都宮市を被告として（訴訟において宇都宮市を代表する者は宇都宮市長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に宇都宮市を被告として（訴訟において宇都宮市を代表する者は宇都宮市長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、当該通知は栃木県宇都宮市旭１丁目１番５号の市役所前掲示場及び栃木県宇都宮市平松本町762番地10において掲示しています。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十九年二月二十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月九日

札幌市中央区宮の森三条五丁目一番一一号
合同会社ＢＪＫ
清算人　松本　洋樹

解散公告

当社は、平成二十九年二月二十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月九日

札幌市北区北一〇条西一丁目一〇番地一
ＭＣビル七階
大友国際物流株式会社
代表清算人　藍　梓健